

(2) 届出の対象区域

渓谷と調和した特徴的な温泉地、「しろばんば」の舞台の中心となった街並み及び文学、歴史資源を有し里山の景観と調和した落ち着いた街並みが含まれる範囲を考慮して、河川を中心線、稜線、道路の中心線で区切られた下記範囲とします。

対象区域について、景観上の特性を鑑みて3つのゾーンに区分し、ゾーンごとに届出対象行為と景観形成基準を定めます。

ゾーン名	範囲の説明	
湯ヶ島地区	重点地区区域	長野川の河川を中心線、稜線、国道414号・(主)伊東西伊豆線・市道湯ヶ島向山線、随昌1号線、随昌2号線の道路の中心線で囲まれた範囲。
	A しろばんばゾーン	国道414号の道路中心線から西側へ30m後退した線、重点地区の区域界で囲まれた範囲。
	B 温泉場ゾーン	(主)伊東西伊豆線の道路中心線から南側へ30m後退した線及びその延長線、重点地区の区域界で囲まれた範囲。
	C 里山ゾーン	A しろばんばゾーン及びB 温泉場ゾーンを除く範囲。

なお、景観形成基準の中の「主要な通り」とは、下図「対象区域」に示す、国道414号、旧下田街道及び湯道を指します。

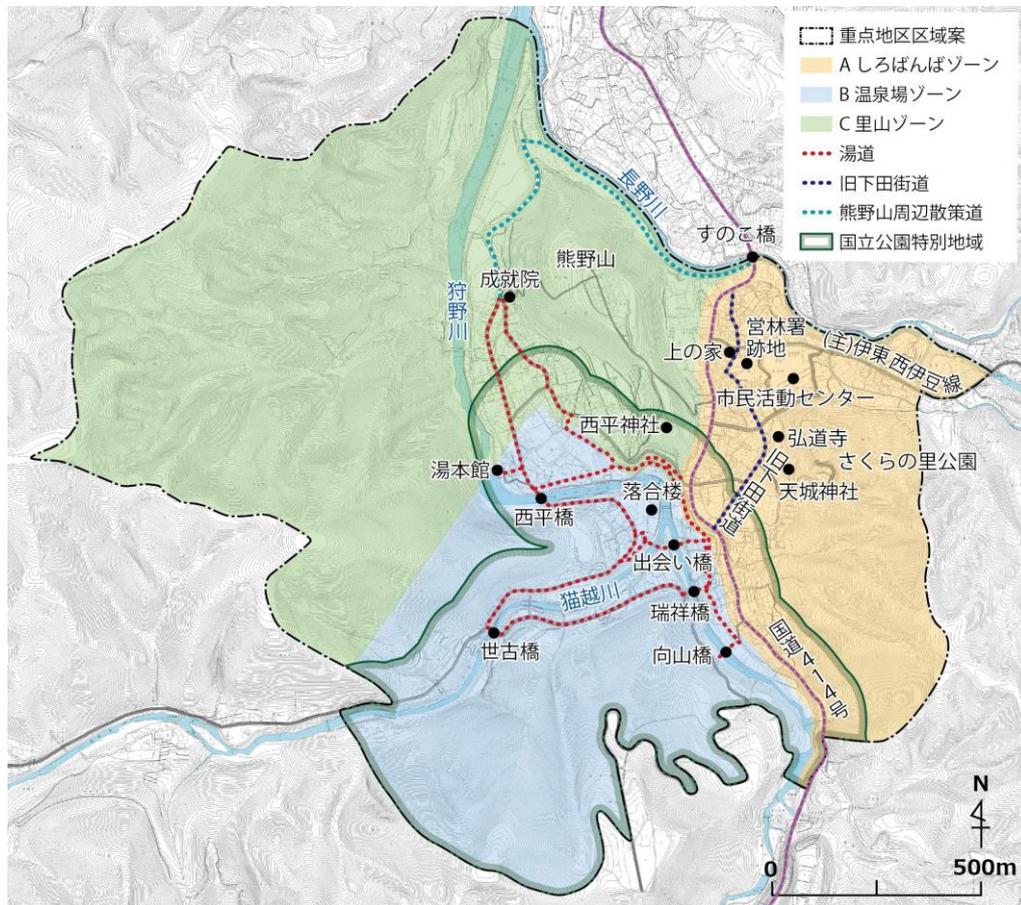


図 対象区域

※地区の境界などの詳細については、市の窓口でご確認ください。